

奄美大島地区合併協議会
第 5 回 会 議 資 料

日 時 : 平成16年 6 月17日 (木)

場 所 : 瀬戸内町 清水公園総合体育館

第5回奄美大島地区合併協議会 会 議 次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長あいさつ

4 会議録署名委員の指名 . . . P 3

5 経過報告 . . . P 4

6 議 事

(1) 報告事項

・報告第 10 号 第 1 回新市名称候補検討小委員会の審議結果等について

(2) 協議事項

・協議第 9 号 条例・規則等の取扱い(案)について

7 提案事項

・協議第 10 号 慣行の取扱い(案)について . . . P 6

・協議第 11 号 男女共同参画事業の取扱い(案)について . . . P16

・協議第 12 号 広報広聴関係事業の取扱い(案)について . . . P20

8 その他

9 閉 会

奄美大島地区合併協議会委員名簿

◎協議会役員(3名)

(平成16年5月31日現在)

会長	名瀬市長	ヒラタ 平田	タカヨシ 隆義
副会長	笠利町長(会長職務代理者)	アサヤマ 朝山	ツヨシ 毅
副会長	宇検村長	モトヤマ 元山	サブロウ 三郎

◎協議会委員(42名)

市町村名	区分	職名	氏名
名瀬市	行政	助役(会長が指名した委員)	ハマダ リュウタロウ 濱田 龍太郎
	議会	議長	タイラ ケン 平 敬司
	〃	議員	ムカイ トシオ 向井 俊夫
	識見者	名瀬市自治会連合会会長	ナガイ ツネモリ 永井 常森
		名瀬市地域女性団体連絡協議会代表	ハルオカ ヨリユ 春岡 仗子
		奄美大島商工会議所副会頭	ハマサキ サチオ 浜崎 幸生
		奄美大島法人会青年部部会長	アリムラ タダヒロ 有村 忠洋
大和村	行政	村長	ナガタ タケミツ 永田 武光
	議会	議長	ミヤタ イタル 宮田 到
	〃	議員	イマイ ヒデキ 今井 秀樹
	識見者	大和村住民代表	ハヤシ ヒロノリ 林 紘紀
		大和村事務嘱託員	モリ タダオ 森 忠夫
		奄美農業協同組合大和支所所長	ムラカミ ケイコ 村上 恵子
		大和村漁業協同組合監事	カツヤマ ヒロヒト 勝山 浩仁
宇検村	行政	村長	モトヤマ サブロウ 元山 三郎
	議会	議長	マツヤマ ハジメ 松山 一
	〃	議員	オオトモ リョウジ 大友 良治
	識見者	宇検村住民代表	ヨシオカ ツネジ 吉岡 常次
		宇検村女性代表	トヤマ ヨシコ 登山 佳子
		宇検村区長代表	ハジメ イクヤ 元 幾也
		宇検村商工会会長	スギウラ ハルトシ 杉浦 治俊
瀬戸内町	行政	町長	ヨシナガ ヒデチカ 義永 秀親
	議会	議長	ハヤシ セイシロウ 林 誠四郎
	〃	議員	ノボリ キヨタカ 昇 清隆
	識見者	土地家屋調査士	マチダ シゲタカ 町田 重孝
		瀬戸内町教育委員	タハラ カスコ 田原 和子
		瀬戸内町漁業協同組合参事	ハマダ マスヒロ 濱田 益弘
		瀬戸内町社会福祉協議会事務局長	サカエ マスヒロ 榮 益宏

奄美大島地区合併協議会委員名簿

◎協議会委員

(平成16年5月31日現在)

市町村名	区分	職名	氏名
住用村	行政	村長	コウノ 吉博 河野 吉博
	議会	議長	タナベ 義和 田部 義和
	〃	議員	サカエ 吉岡 榮 吉岡
	識見者	住用村嘱託員会会長	ハヤシ 善暉 林 善暉
		住用村民生委員	クボ 忠義 久保 忠義
		住用村地域女性団体連絡協議会会長	ヤマダ 千代子 山田 千代子
		住用村商工会会長	カワノ 裕信 河野 裕信
笠利町	行政	町長	アサヤマ 毅 朝山 毅
	議会	議長	ハヤシ トヨノリ 林 トヨノリ
	〃	議員	イズミ ノブユキ 泉 ノブユキ
	識見者	笠利町人権擁護委員	シミ 武秋 南 武秋
		笠利町駐在員	イケダ ムツハル 池田 ムツハル
		里スーパー社長	サト カズロウ 里 カズロウ
		笠利町地域女性団体連絡協議会会長	シミ トシユキ 南 トシユキ

◎顧問(2名)

県名	職名	氏名
鹿児島県	鹿児島県大島支庁長	ウエソノ スサオ 上園 スサオ
	鹿児島県総務部地方課市町村合併推進室長	フルカワ チュウジ 古川 チュウジ

◎監査委員(2名)

市町村名	職名	氏名
大和村	代表監査委員	クラ ゲンゴ 蔵 源吾
瀬戸内町	〃 〃	モチヅキ アキオ 望月 昭男

会議録署名委員の指名について

奄美大島地区合併協議会会議運営規程第7条第3項の規定に基づき、会議録署名委員は会議ごとに議長が2名を指名することとなっている。

会議運営の円滑化を図るため、会議録署名委員の指名について、あらかじめ次のように取り決めておくものとする。

記

- 1 議会委員1名と識見を有する委員1名の組み合わせとし、同じ市町村の組み合わせは行わないものとする。
- 2 下記の表に基づき、出席委員のうちから議長が当日指名を行うものとする。
- 3 該当する区分の委員がすべて欠席の場合は、その都度調整を行うものとする。

協議会	議会委員	識見を有する委員
第1回	住用村	笠利町
第2回	笠利町	名瀬市
第3回	名瀬市	大和村
第4回	大和村	宇検村
第5回	宇検村	瀬戸内町
第6回	瀬戸内町	住用村
第7回	住用村	笠利町
第8回	笠利町	名瀬市
.....	以下同じ	

経 過 報 告

事務の進捗状況

項 目	進 捗 状 況
事務事業一元化・ 例規整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・6月 4日・・・ 総務専門部会開催（慣行の取扱い・広報広聴関係事業） ・6月11日・・・ 税務分科会開催（地方税の取扱い） <li style="padding-left: 100px;">福祉分科会開催（協定項目の調整日程等）
市町村建設計画策 定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・5月24日・・・ 第2回企画財政専門部会開催 ・5月28日・・・ アンケート発送 <li style="padding-left: 20px;">（6月11日・・・ アンケート回収期限） ・6月 4日・・・ まちづくり懇話会委員の選任 ・6月 7日・・・ 各市町村首長ヒアリング <li style="padding-left: 40px;">} ・6月 9日
ホームページ更新	随時更新中（ http://www.amami-gappei.jp/ ）
協議会だより	<ul style="list-style-type: none"> ・5月28日・・・ 協議会だより第3号発行 ・6月 4日 協議会だより第4号寄稿 ・6月17日・・・ 協議会だより第4号発行（予定）

会議の開催状況

会 議	開 催 状 況
第 5 回 幹 事 会	・6月 8日 第 5 回協議会協議事項等及び提案事項調整
新市名称候補検討 小委員会	・6月15日 第 1 回小委員会（役員選出，公募要項等）
第 5 回 協 議 会	<ul style="list-style-type: none"> ・6月17日(本日) 第 4 回協議会提案事項の審議 <li style="padding-left: 100px;">第 6 回協議会提案事項の説明

奄美大島地区合併協議会開催日程(案)

年	月 日	曜 日	時 間	協 議 会	場 所	備 考
平成 16年	2月26日	木曜日	14:30~	第1回協議会	名瀬市	大和村議会議員選挙 5月18日告示 5月23日投票 各市町村議会議員選挙 名瀬市 8月15日告示 宇検村・笠利町 8月17日告示 名瀬市・宇検村・笠利町 8月22日投票 名瀬市・宇検村・笠利町 議会議員任期満了 9月13日 瀬戸内町 議会議員任期満了 12月9日
	3月25日	木曜日	14:00~	第2回協議会	名瀬市	
	4月22日	木曜日	14:00~	第3回協議会	大和村	
	5月28日	金曜日	14:00~	第4回協議会	宇検村	
	6月17日	木曜日	14:00~	第5回協議会	瀬戸内町	
	7月22日	木曜日	14:00~	第6回協議会	笠利町	
	8月19日	木曜日	14:00~	第7回協議会	住用村	
	9月16日	木曜日	14:00~	第8回協議会	名瀬市	
	10月21日	木曜日	14:00~	第9回協議会	大和村	
	11月18日	木曜日	14:00~	第10回協議会	宇検村	
	12月16日	木曜日	14:00~	第11回協議会	瀬戸内町	
平成 17年	1月20日	木曜日	14:00~	第12回協議会	住用村	
	2月17日	木曜日	14:00~	第13回協議会	笠利町	
	3月17日	木曜日	14:00~	第14回協議会	名瀬市	

慣行の取扱い(案)について

慣行の取扱いについては、次のとおり提案する。

- 1 名誉市民表彰，功労者表彰・一般表彰，儀式（市民葬，祝賀会等）については，新市において調整する。ただし，これまでの名誉市町村民表彰受賞者については，その榮譽を新市に引き継ぐものとする。
- 2 市民憲章，市章，市旗，市の花・木・歌等については，新市において制定する。
- 3 宣言，キャッチフレーズについては，新市において調整する。

平成16年6月17日提出

奄美大島地区合併協議会
会長 平田 隆義

奄美大島地区合併協議会の調整内容

協定項目	20 慣行の取扱い	専門部会名 関係項目	総務部会
調整方針	1 名誉市民表彰, 功労者表彰, 一般表彰, 儀式(市民葬, 祝賀会等)については, 新市において調整する。 ただし, これまでの名誉市町村村民表彰受賞者については, その栄誉を新市に引継ぐものとする。		

区分	各市町村の現況						調整の具体的内容
	名瀬市	大和村	宇検村	瀬戸内町	住用村	笠利町	
名誉市町村村民表彰	〔名称〕 名瀬市名誉市民条例 〔条件〕 公共の福祉を増進し, 又は 学術技芸の進展に寄与し, もって市民の生活及び文化 に貢献し, その功績が卓絶 で市民の尊敬を受ける者 〔実績〕 10名	〔名称〕 大和村名誉村民条例 〔条件〕 公共の福祉を増進し, 又は 政治, 経済及び学術, 技芸の 進展に寄与し, もって村民の 生活及び文化に貢献して, その功績が卓絶で, 村民の 尊敬を受ける者 〔実績〕 0名	〔名称〕 宇検村名誉村民条例 〔条件〕 公共の福祉を増進し, 又は 学術, 技芸の進展に寄与し, もって村民の生活及び文化 に貢献し, その功績が卓絶 で, 村民の尊敬を受ける者 〔実績〕 3名	〔名称〕 瀬戸内町名誉町民条例 〔条件〕 公共の福祉を増進し, 又は 学術, 技芸の進展に寄与し, もって町民の生活及び文化 に貢献し, その功績が卓絶 で, 町民の尊敬を受ける者 〔実績〕 4名	該当なし	〔名称〕 笠利町名誉町民条例 〔条件〕 公共の福祉を増進し, 又は 学術技芸の進展に寄与し, もって町民の生活及び文化 に貢献し, その功績が卓絶 で, 町民の尊敬を受ける者 〔実績〕 2名	新市において調整する。 ただし, これまでの受賞者 については, その栄誉を新市 に引継ぐものとする。
功労者表彰・一般 表彰	〔名称〕 (10年毎の市制施行記念 式典時に基準を定める) 〔対象〕 (以下50周年時) 地方自治功労者表彰 ・歴代市長, 歴代助役・収入 役, 通算15年以上の議員, 通算20年以上の消防団員, 特別功労者, 通算15年以上 の各種委員, 通算15年以上 の嘱託員, その他の自治功 労者 教育文化功労者表彰 ・教育功労者, 体育功労者・団 体, 文化関係功労者・団 体, 民生団体功労者, その 他の功労者 医療福祉功労者表彰 ・通算15年以上の民生委 員, 保護司, 人権擁護委員 その他の医療福祉功労者・ 団体 産業経済功労者表彰 ・産業経済に特に功労のあ ったもの, その他団体の貢 献者 その他功労者表彰 ・篤志者, 市外居住者で市 (次ページへ続く)	〔名称〕 大和村表彰条例, 大和村功労者表彰規則 〔対象〕 功労者表彰 次のうち功績顕著な者 ・村長の職にあって8年以上 在職した者 ・村議会議員, 農業委員の職 に12年以上在職した者 ・各種委員会, 助役, 収入役, 教育長の職にあって12年 以上在職した者 ・消防団長の職にあって20 年以上, その他の消防団員 にあっては30年以上在職 した者 ・事務嘱託員にあって10年 以上在職した者 ・村の職員, その他これに準 ずるものであって20年以上 在職し, 誠実勤勉に職務に 奨励した者 ・その他村長が前各号に掲げ る者と同等以上の功績があ ったと認める者 善行表彰 ・村の公益事業に尽力し, 又 は公務を助力し, その功績 顕著な者(次ページへ続く)	〔名称〕 宇検村表彰条例, 宇検村功労者等表彰規則 〔対象〕 ・宇検村の政治, 経済, 教育 文化, 社会その他各般にわ たって村政振興に寄与し, 又 は衆人の模範と認められる 行為があった者 功労者表彰 ・功績顕著な者 善行表彰 ・村の公益事業に尽力し, 又は公務を助力始祖の貢献 顕著な者 ・村民の模範となるような善 行をした者 (次ページへ続く)	〔名称〕 瀬戸内町民栄誉表彰 実施規則 〔対象〕 地方自治功労者表彰 ・本町における地方自治の 発展に貢献し, その功績が 顕著な者 ・消防及び防災等の業務の 推進に貢献し, その功績が 顕著な者 ・納税, 貯蓄の啓発及び普及 に貢献し, その功績が顕著 な者 ・選挙制度の健全な確立に 貢献し, その功績が顕著な 者 教育文化功労者表彰 ・学校教育の振興に貢献し, その功績が顕著な者 ・社会教育の振興に貢献し, その功績が顕著な者 ・文化芸術, 体育の振興に 貢献し, その功績が顕著な 者 社会福祉功労者表彰 ・社会福祉事業及び援護事業 等の向上に貢献し, その功 績が顕著な者 (次ページへ続く)	〔名称〕 住用村表彰条例 〔対象〕 村の教育, 文化, 産業, 衛生, 土木, 土地改良, 納税, 慈善事業その他 公益事業に関し, 功労顕著 な個人又は団体 ・満8年以上, 村長の職にあっ た者 ・満12年以上, 村議会議員の 職にあった者 ・満12年以上, 助役又は収入 役の職にあった者 ・満12年以上, 監査委員, 選 挙管理委員会の委員, 教育 委員会の委員, 農業委員会 の委員, 民生児童委員, 集 落嘱託員の職にあった者 ・村に対し, 金額または価額 50万円以上の寄附をした 個人または100万円以上 の寄附をした団体 (次ページへ続く)	〔名称〕 笠利町町民の表彰及び 祝賀に関する要綱 〔対象〕 ・産業, 教育, 文化, 芸術, スポーツその他各界におい て, 優秀な成績があった もの ・その他, 特に他の模範と なる功績のあったもの (次ページへ続く)	新市において調整する。

奄美大島地区合併協議会の調整内容

協定項目	20 慣行の取扱い	専門部会名 関係項目	総務部会
調整方針	1 名誉市民表彰, 功労者表彰・一般表彰, 儀式(市民葬, 祝賀会等)については, 新市において調整する。 ただし, これまでの名誉市町村市民表彰受賞者については, その栄誉を新市に引継ぐものとする。		

区分	各市町村の現況						調整の具体的内容
	名瀬市	大和村	宇検村	瀬戸内町	住用村	笠利町	
(功労者表彰・一般表彰)	<p>(その他功労者表彰) 政に協力したもの, 特に陰になり, 市政に協力している団体及び一般市民</p> <p>[選定方法] ・ 所管する各課から推薦があったものについて, 「被表彰者の審査委員会」で審議し, その結果を市長に報告して, その後決定する。 (委員の構成) ・ 議会代表, 教育委員会代表, 嘱託員会代表, 農協代表, 漁協代表, 紬協同組合代表, 商工会議所代表, 本市の公的団体(自治会・青年団・婦人会) (次ページへ続く)</p>	<p>(善行表彰) ・ 村民の模範となるような善行をした者</p> <p>[選定方法] ・ 村議会議長, 村教育委員会, 村農業委員会, 選挙管理委員会及び各自治公民館長, 並びに村内の公共団体が表彰にふさわしい者があると認めるときは, これを村長に推薦する。 ・ 表彰審査会 会長: 助役, 副会長: 収入役 委員: 村議会議長, 議会総務文教委員長, 農業委員会会長, 教育長, (次ページへ続く)</p>	<p>[選定方法] ・ 村議会, 村教育委員会, 村農業委員会, 村選挙管理委員会及び各自治公民館長, 並びに村内の公共団体が表彰にふさわしい者があると認めるときは, これを村長に推薦する。 ・ 表彰審査会 会長: 助役, 副会長: 収入役 委員: 村議会議長, 議会総務文教委員長, 農業委員会会長, (次ページへ続く)</p>	<p>(社会福祉功労者表彰) ・ 労働福祉事業等の向上に貢献し, その功績が顕著な者 ・ 公衆衛生の普及向上又は疾病の予防及び防疫事業の向上に貢献し, その功績が顕著な者 ・ 医療事業の振興に貢献し, その功績が顕著な者 ・ 交通安全事業又は防犯事業に尽力し, その功績が顕著な者 産業経済功労者表彰 ・ 農林水産業及び商工業の振興又は推進に貢献し, その功績が顕著な者 ・ 土木建設事業の発展に貢献し, その功績が顕著な者 ・ 観光事業の発展に貢献し, その功績が顕著な者 ・ その他本町産業の振興に貢献し, その功績が顕著な者 一般篤行者 ・ 町民の師表となる篤業があり, 表彰するにふさわしいと認められる者</p> <p>[選定方法] 町内各種団体の長(以下「団体の長」という。)は前条に該当すると思われる者で, 表彰するにふさわしいと認める者がある場合は, これを町長に推薦することができる。 前条の規定により, 団体等の長が推薦する場合は, 次の書類を提出しなければならない。 功績調書, その他参考資料 (次ページへ続く)</p>	<p>[選定方法] ・ 所管する課長等が該当するものを「表彰候補者名簿」に記載し, 提出する。 ・ 表彰審査委員会(委員長: 村長, 委員: 助役, 村議会議長, 村議会副議長, 教育長)</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>[選定方法] ・ 所管する課長等が該当するものを「表彰候補者名簿」に記載し, 提出する。 ・ 表彰者推薦委員会(委員長: 町長, 委員: 助役, 収入役, 教育長, 総務課長)</p> <p>(次ページへ続く)</p>	

奄美大島地区合併協議会の調整内容

協定項目	20 慣行の取扱い	専門部会名 関係項目	総務部会
調整方針	1 名誉市民表彰, 功労者表彰・一般表彰, 儀式(市民葬, 祝賀会等)については, 新市において調整する。 ただし, これまでの名誉市町村民表彰受賞者については, その栄誉を新市に引継ぐものとする。		

区分	各市町村の現況						調整の具体的内容
	名瀬市	大和村	宇検村	瀬戸内町	住用村	笠利町	
(功労者表彰・一般表彰)	<p>(委員の構成: 続き) の代表, 助役, 収入役, 教育長, 市職員の中から 市長が任命した20名以内</p> <p>[実績] (50周年時: H8) ・地方自治功労53名, 教育 文化功労32名, 医療福祉 功労23名, 産業経済功労 41名, その他功労12名 計 161名 [表彰方式, 時期] ・表彰状又は感謝状の贈呈 による。 ・記念品を付与 ・スポ - ツ関係は市民体育 大会時に, その他は10年 毎の市制施行記念式典時 に行う。(スポーツ功労は 体育協会が主催)</p>	<p>(表彰審査会: 委員の続き) 総務課長, 企画財政 課長, 保健福祉課長, 教育委員会事務局長</p> <p>[実績] 平成13年度: 善行表彰3名</p> <p>[表彰方式, 時期] ・消防団長及び消防団員は 出初式の日 ・善行表彰は体育の日 ・その他の者は村長の定め る日</p>	<p>(表彰審査会: 委員の続き) 教育長及び総務課 長, 保健福祉課長, 社会教育課長 で選考する。</p> <p>[実績] (町制80周年時表彰者: H9) ・自治功労25名, ・教育功労4名, 福祉功労9名 ・産業功労2名, ・スポ - ツ功労3名 [表彰方式, 時期] ・表彰状又は感謝状の贈呈 による。 ・記念品を付与 ・スポ - ツ関係は村民体育 大会時に, その他は村制 記念日に行う。</p>	<p>(選定方法) 総務課長は, 第3条の規 定により推薦された者を各 部門ごとに審査し, 町長に 報告するものとする。 町長は, 前条の規定によ り報告された者及び自ら選 定した者を, 選考会議を経 て各部門別に表彰者の決 定を行う。 選考会議は, 三役・総務 課長及び町長がその都度 任命するものをもって組織 する。</p> <p>[実績] これまで5名</p> <p>[表彰方式, 時期]</p>	<p>[実績] 平成15年度表彰者 ・村議会議員表彰2名</p> <p>[表彰方式, 時期] ・表彰状又は感謝状の贈呈 による。 ・記念品を付与 ・毎年10月の村体育祭時に 行う。</p>	<p>[実績] (町制40周年時表彰者: H13) ・自治功労7名, ・教育文化功労10名, ・産業功労13名, ・一般篤業功労1名 [表彰方式, 時期] ・表彰状又は感謝状の贈呈 による。 ・記念品を付与 ・スポ - ツ関係は町民体育 祭時に, その他は10年毎 の町制施行記念式典時に 行う。</p>	<p>新市において調整する。 ただし, これまで実施した ものについては記録を残す。</p>
儀式	<p>[名称] ・市民葬, 合同葬等 (担当課: 総務課秘書係) [実績] ・市民葬: 4名 ・合同葬: 2名 ・追悼式: 2名</p>	<p>該当なし</p>	<p>[名称] ・村葬, 祝賀会 (担当課: 総務課) [実績] ・村葬: 1名 ・祝賀会: 2名</p>	<p>[名称] ・町民葬, 祝賀会 (担当課: 総務課) [実績] ・町民葬: 2名</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	






奄美大島地区合併協議会の調整内容

協定項目	20 慣行の取扱い	専門部会名 関係項目	総務部会
調整方針	2 市民憲章,市章・市旗,市の花・木・歌等については,新市において制定する。		

区分	各市町村の現況						調整の具体的内容
	名瀬市	大和村	宇検村	瀬戸内町	住用村	笠利町	
市町村民憲章	<p>〔名称〕 ・ 名瀬市民憲章 〔制定時期〕 ・ 昭和42年4月10日 〔趣旨〕 ・ 誇りある名瀬市民の幸福と前進のために</p> <p>〔内容〕 1.わたしたち名瀬市民はきまりを守って住みよい町をつくりましょう 1.わたしたち名瀬市民はみんなで青少年の幸福を守りましょう 1.わたしたち名瀬市民はみんなで健康な明るい町をつくりましょう 1.わたしたち名瀬市民は教養を高め伸びゆく町にいたしましょう 1.わたしたち名瀬市民はよく働いて豊かな町をきずきましょう</p> <p>〔その他〕 ・ なし</p>	<p>〔名称〕 ・ 大和村民憲章 〔制定時期〕 ・ 昭和47年 〔趣旨〕 ・ 私達は由緒ある大和の名を誇りとして,その名のおお大きく和する大和村の村民です。 ふるさとをこよなく愛し,先人の英知をたたえ,文化遺産を守り,創意工夫に努め,限らない繁栄をめざして,ここに大和村民憲章を定め,その実践に励みます。</p> <p>〔内容〕 1.わたくしたち大和村民はきまりを守り明るく平和な村をつくります 2.わたくしたち大和村民は勤労をたっぴ生産に励み豊かな村をつくります 3.わたくしたち大和村民は教育を重んじ教養を高め文化の村をつくります 4.わたくしたち大和村民は心のみがき体をきたえ健康な村をつくります 5.わたくしたち大和村民はとしよりを敬い他人をいたわり住みよい村をつくります</p> <p>〔その他〕 ・ 村民歌: H43.10月制作 ・ 大和音頭: S58.3月制作</p>	<p>〔名称〕 ・ 宇検村民憲章 〔制定時期〕 ・ 昭和61年11月1日 〔趣旨〕 ・ わたくしたち宇検村民は,先人が築いた尊い文化遺産と美しい自然,人情豊かなふるさとに自覚と誇りをもち,村民ひとりひとりのしあわせと,未来につなぐ調和のとれた活力ある村づくりをめざし,ここに村民憲章を定め,その実践につとめます。</p> <p>〔内容〕 1.わたくしたちは,自己向上のため,すすんで学び,文化の創造につとめます 1.わたくしたちは和を大切にし,きまりを守り心豊かな村になるようつとめます 1.わたくしたちは自立自興の心をたかめ,活力ある豊かな産業おこしにつとめます 1.わたくしたちは自然を愛し,花と緑とあおい海を大切にしようつとめます 1.わたくしたちは心身ともに健康で,思いやりのある村民になるようつとめます</p> <p>〔その他〕 ・ なし</p>	<p>〔名称〕 ・ 町民憲章 〔制定時期〕 ・ 昭和51年7月 〔趣旨〕 ・ わたくしたちは,風光明媚な自然を愛し,人情豊かな郷土に誇りをもち,瀬戸内町民のしあわせと繁栄をめざし,ここに町民憲章を定め,その実践につとめます。</p> <p>〔内容〕 1.わたしたちは,健康で明るい町をつくります 2.わたしたちは,責任を重んじ,礼儀正しい町をつくります 3.わたしたちは,教育を大切にし,文化の町をつくります 4.わたしたちは,勤労をたっぴ,豊かな町をつくります 5.わたしたちは,産業をおこし,躍動する町をつくります</p> <p>〔その他〕 ・ なし</p>	<p>〔名称〕 ・ 村民憲章 〔制定時期〕 ・ 昭和61年10月1日 〔趣旨〕 ・ わたしたちは,郷土の自然を愛し,伝統を重んじ,誇りを持って,住用村民の限らない発展をめざし,ここに村民憲章を定めます。</p> <p>〔内容〕 1.心身ともに健康で,明るい村をつくります 2.よく学び,教養を高め,文化の村をつくります 3.よく働き,活気に満ちた豊かな村をつくります 4.互いに助け合い,ぬくもりのある村をつくります 5.礼儀を正し,きまりを守り,住みよい村をつくります</p> <p>〔その他〕 ・ なし</p>	<p>〔名称〕 ・ 町民憲章 〔制定時期〕 ・ 昭和51年3月11日 〔趣旨〕 ・ 笠利町は,美しい自然と豊かな人情,古い歴史と伝統をもっています。 わたしたちは,笠利町民であることに誇りと責任を自覚し,明るく豊かな町づくりをめざし,ここに町民憲章を定めます。</p> <p>〔内容〕 1.きまりを守り,礼儀正しく,明るい町づくりにつとめます 2.工夫をこらし,よく働き,豊かな町づくりにつとめます 3.すすんでからだをきたえ,健康な家庭づくりにつとめます 4.教育をたいせつにし,進んで文化の向上につとめます 5.自然を愛し,環境をととのえ,美しい郷土づくりにつとめます</p> <p>〔その他〕 ・ なし</p>	新市において制定する。

奄美大島地区合併協議会の調整内容

協定項目	20 慣行の取扱い	専門部会名 関係項目	総務部会
調整方針	2 市民憲章,市章・市旗,市の花・木・歌等については,新市において制定する。		

区分	各市町村の現況						調整の具体的内容
	名瀬市	大和村	宇検村	瀬戸内町	住用村	笠利町	
市町村章	 <p>市章</p> <p>〔制定年月日〕 ・ 昭和21年7月1日 〔説明〕 ・ 名瀬市の(名)の字を図案化したものである。</p> <p>〔色〕 地色:白 市章:紺 〔市旗〕 慣例として市章を旗として使用</p>	 <p>村章</p> <p>〔制定年月日〕 ・ 昭和42年 〔説明〕 ・ 円形は村民の融和と力強い団結を現し,色は清らかな美しい心を表現したものである。中の文字は,大和村の頭文字であり,鳩を形取って,平和で大きく飛躍することを願って表現したものである。</p> <p>〔色〕 地色:白 村章:青 〔市旗〕 慣例として,村章を旗として使用</p>	 <p>村章</p> <p>〔制定年月日〕 ・ 昭和41年10月10日 〔説明〕 ・ 宇検村民の円満と豊かさを形で象徴しています。また,宇検村の(宇)の字を図案化したものである。</p> <p>〔色〕 地色:白 村章:緑 〔市旗〕 慣例として村章を旗として使用</p>	 <p>町章</p> <p>〔制定年月日〕 ・ 昭和32年9月 〔説明〕 ・ 瀬戸内町の(瀬)の字をひらがなの(せ)で表し,弧の大きい部分が本島側,小さな部分が加計呂麻島を表す。中央の横線は両方ががちりと組んでいることを示し,マーク全体で環を表したのは(和)と団結を表すもので,環中の上下空間は,本町が誇る,風光明媚な大島海峡を表し,各鋭角は町民の固い意志と飛躍を表したものです。</p> <p>〔色〕 地色:白 町章:赤 〔市旗〕 慣例として町章を旗として使用</p>	 <p>村章</p> <p>〔制定年月日〕 ・ 昭和42年2月14日 〔説明〕 ・ 住用村の地勢を表現し,この郷土を愛する村民が一致団結して,たゆみなく前進する姿を象徴している。住用村の(ス)の字を図案化したもの。</p> <p>〔色〕 地色:白 村章:緑 〔市旗〕 慣例として村章を旗として使用</p>	 <p>町章</p> <p>〔制定年月日〕 ・ 昭和30年11月15日 〔説明〕 ・ 隆隆発展する笠利を徴した図案である。</p> <p>〔色〕 地色:紫 町章:銀 〔市旗〕 慣例として町章を旗として使用</p>	<p>新市において制定する。 新市の旗については,市章が決定次第作成する。</p>
市町村の花,木,花木	<p>花 : ぶっそうげ 木 : ガジュマル 鳥 : なし 歌 : 名瀬市民の歌</p>	<p>花 : タイワンヤマツツジ 木 : モッコク 鳥 : なし 歌 : 大和村民歌</p>	<p>花 : ハイビスカス 木 : イジュ 鳥 : アカヒゲ 歌 : 宇検村民歌</p>	<p>花 : ハイビスカス 木 : ソテツ,ガジュマル 鳥 : なし 歌 : 瀬戸内町民歌</p>	<p>花 : アマミセイシカ 木 : ヒルギ 鳥 : なし 歌 : 住用村民歌</p>	<p>花 : シャリンバイ 木 : シャリンバイ 鳥 : なし 歌 : 笠利町歌</p>	<p>新市において制定する。</p>

奄美大島地区合併協議会の調整内容

協定項目	20 慣行の取扱い	専門部会名 関係項目	総務部会
調整方針	3 宣言, キャッチフレーズについては, 新市において調整する。		

区分	各市町村の現況						調整の具体的内容
	名瀬市	大和村	宇検村	瀬戸内町	住用村	笠利町	
宣言	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全都市宣言 健康都市宣言 伝統産業振興モデル都市宣言 暴力追放都市宣言 非核平和都市宣言 選挙の浄化都市宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 暴力追放都市宣言 非核平和都市宣言 選挙の浄化都市宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年を守る明るい都市宣言 人権擁護の市宣言 環境保全都市宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 教育, 文化の町宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 暴力追放の町宣言 非核平和都市宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 暴力追放の町宣言 非核平和都市宣言 交通安全の町宣言 教育と文化の町宣言 	新市において調整する。
キャッチフレーズ	<p>[テーマ, 基本理念]</p> <ul style="list-style-type: none"> 亜熱帯の自然と文化に育まれた多彩な人材で, 個性的なまちを創造する「多自然・文化産業都市」 <p>[シンボルテーマ, 構想]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の特性を生かした創造的で多様な産業の展開 島建てのまちづくり 人と人, 人と自然の共生 健やかに安全で安心して暮らせるまちづくり 心豊かで多様な人材の育成と文化・交流の創造 <p>(次ページへ続く)</p>	<p>[テーマ, 基本理念]</p> <ul style="list-style-type: none"> 大和村からイメージされる(自然), (共生), (定住 住む), (安心)のキーワードを組み合わせた「自然と共生し, 安心して」住みよい村づくり」 <p>[シンボルテーマ, 構想]</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心して暮らせる健康な郷づくり 自然と共生し, 安全で豊かな生活環境づくり 地域性を活かした多彩な産業づくり 個性のある人材を育む郷づくり 担いあうむらづくり <p>(次ページへ続く)</p>	<p>[テーマ, 基本理念]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「奄美文化の源, 海と大地に抱かれた村, 安心して暮らせる活力と連帯あふれるむらづくり, 生命力のある自然, 奥深い文化, あたたかい人の集う村」 <p>[シンボルテーマ, 構想]</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心して暮らせるむらづくり 海・山と共生するむらづくり 村民と行政の協働によるむらづくり <p>(次ページへ続く)</p>	<p>[テーマ, 基本理念]</p> <ul style="list-style-type: none"> 快適な自然環境に生まれ, 人々が将来への希望にあふれた生き甲斐のもてる暮らしよいまちづくりを推進し, 町民が連携と協調の精神で参加する「世界に拓く緑と海洋のきらめくまちづくり」の創造を目指す。 <p>[シンボルテーマ, 構想]</p> <ul style="list-style-type: none"> 21世紀への基礎づくり 町づくりの基礎的基盤の整備 基礎資源の効果的な確保利用 きらめく豊かなまちづくり 魅力と資源を活かした地域産業の振興 活力ある地域の商工業づくり 自然と文化を生かした観光地づくり 生き生きと住みよいまちづくり 快適な生活環境の確立 健康づくりと福祉サービスの推進 <p>(次ページへ続く)</p>	<p>[テーマ, 基本理念]</p> <ul style="list-style-type: none"> 時代の潮流や村民のニーズに対応しながら, 緑あふれる豊富な自然を活かしながら, 村民が安心した生活をおくれるよう「緑あふれる豊かな自然と調和したうるおいある住みよいむらづくり」 <p>[シンボルテーマ, 構想]</p> <ul style="list-style-type: none"> 住みよい, うるおい, チャレンジ住用 <p>(次ページへ続く)</p>	<p>[テーマ, 基本理念]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地場産業の育成, 地域の活性化, 生活環境の整備に取り組み, 健康で豊かな活力のある町をつかっていくことを表現する「豊かで明るく住みよい笠利町」 <p>[シンボルテーマ, 構想]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立できるまちづくり 互いに助け合うまちづくり やすらぎ, 癒しがあるまちづくり <p>(次ページへ続く)</p>	新市において調整する。

奄美大島地区合併協議会の調整内容

協定項目	20 慣行の取扱い	専門部会名 関係項目	総務部会
調整方針	3 宣言, キャッチフレーズについては, 新市において調整する。		

区分	各市町村の現況						調整の具体的内容
	名瀬市	大和村	宇検村	瀬戸内町	住用村	笠利町	
(キャッチフレーズ)	[キャッチフレーズ] ・ 特になし	[キャッチフレーズ] ・ 「自然が生き生き まほろば大和」	[キャッチフレーズ] ・ 「人が元気・村が元気・ 自然が元気」	(シンボルテーマ, 構想の 続き) あしたをひらく心豊かな ふるさとづくり ・ あしたをひらく心豊かな人 づくり ・ 生き甲斐のある人生・潤い ち活力ある郷土づくり 効率的な行財政の運営 を目指して [キャッチフレーズ] ・ 「世界に拓く緑と海洋の きらめくまちづくり」	[キャッチフレーズ] ・ 特になし	[キャッチフレーズ] ・ 「豊かさを感じ環境にやさし いまちづくりをめざして (自立・協同・慈愛)」	

県内協議会における「慣行の取扱い」事例

協議会名	調整方針
川薩地区法定 合併協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 市章，市の木，市の鳥，市歌，市民憲章については，新市に移行後，速やかに制定する。 2 宣言については，新市に移行後1年以内を目処に調整する。 3 名誉市民表彰，市民表彰，功労者表彰については，合併時に，川内市の制度を基本に調整する。ただし，すでにその称号を贈られている名誉市町村民については，この名誉を新市に引き継ぐ。
日置合併 協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 市章は，新市において，新たに定める。 2 市民歌，市民憲章，市木，市花，都市宣言等については，新たに新市において調整する。
指宿地区4市 町合併協議会	<p>合併後の新市の慣行の取扱いについて，次のとおり協議を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市章については，新市において新たに制定する。 2 市の花・木・鳥・歌・憲章等については，新市において新たに制定する。 3 宣言については，新市において新たに制定する。 4 市の行事については，新市において総合的に調整する。 5 表彰制度については，新市において新たに制定する。 6 姉妹都市については，姉妹都市の提携先と協議しながら，新市において調整する。
薩摩東部地区 合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町章については，合併協議会で決定し新町において定める。 ・ 町民憲章，町の木，町の花については，新町において定める。 ・ 宣言については，新町において調整する。 ・ 名誉町民については，新町において調整する。ただし，旧町の名誉町民は新町に引き継ぐものとする。 ・ 町民表彰については，新町に移行後速やかに制度化を図る。
曾於南部 合併協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 市章については，合併までに新しく制定するものとする。 2 市花・市木・市民憲章等は，新市において新たに制定する。
大隅中央法定合 併協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民憲章については，新市施行後に制定する。 2 市章については，合併後、公募により制定する。 3 市の花、木、花木については，新市施行後に、新市を象徴する市の木・花等を制定する。 4 宣言については，鹿屋市の宣言が他市町の宣言を包括していることから、鹿屋市の例により合併時に統合する。
南隅地域 合併協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 町章、町の木、町の花、町民歌及び町民憲章については，新町において新たに定める。 2 表彰制度及び宣言については，新町において検討する。なお、現在の名誉町民の処遇についても，新町において検討する。 3 イメージキャラクターの制定については，新町において検討する。
吉松町・栗野町 合併協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 町章、町旗については，合併までに調整し、新町において定めるものとする。

	<p>2 町民憲章、町の花・木、各種宣言等については、新町において定めるものとする。</p> <p>3 表彰制度については、新町において新たな制度を創設するものとする。ただし、吉松町の1類功労者、2類功労者、栗野町の名誉町民、功労者は、新町に引き継ぐものとする。</p>
肝属 合併協議会	町章、町民憲章、町木、町花については、新町において定めるものとする。
始良西部 合併協議会	<p>1 市章・市の花・市の木・市の歌・市民憲章については、新市において新たに制定する。</p> <p>2 宣言については、新市において調整する。</p> <p>3 表彰制度については、新市において調整する。ただし、加治木町の名誉町民は新市に引き継ぐものとする。</p>
曾於北部 合併協議会	<p>1 市章等の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市章，市旗，市花，市木，市民歌及びキャラクター - ，キャッチフレーズは，新市において調整する。</p> <p>(2) 市民憲章，宣言は，新市において調整する。</p> <p>(3) 表彰は，新市において新たに制定する。ただし，名誉町民は新市に引き継ぐ。</p> <p>2 各種行事等の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <p>(1) 現在各町において行っている行事については，出来る限り存続し統合できるものは統合する。</p> <p>(2) 現在各町において行っている行事の中で，特に集客力の高い行事については，新市の一大イベントとして拡充するものとする。</p>
川辺地区 合併協議会	<p>1 市章等の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <p>(1) 市章，市旗，市花，市木，市民歌及びキャラクター - ，キャッチフレーズは，新市において調整する。</p> <p>(2) 市民憲章，宣言は，新市において調整する。</p> <p>(3) 表彰は，新市において新たに制定する。ただし，名誉町民は新市に引き継ぐ。</p> <p>2 各種行事等の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <p>(1) 現在各町において行っている行事については，出来る限り存続し統合できるものは統合する。</p> <p>(2) 現在各町において行っている行事の中で，特に集客力の高い行事については，新市の一大イベントとして拡充するものとする。</p>
始良中央地区 合併協議会	<p>1 市章、市民憲章、市の花・木・歌等については、新市において新たに定める。</p> <p>2 宣言は、新市において調整し、新たに制定する。</p> <p>3 表彰制度は、新市において新たな制度を創設する。</p> <p>4 各種行事は、新市において地域性を尊重しながら調整する。</p>
伊佐地区 合併協議会	<p>1 市章，市民憲章，市の花，市の木，市歌については，新市に移行後，早い時期に制定する。</p> <p>2 各種宣言は，新市に移行後調整し，新たに制定する。</p> <p>3 表彰制度は，新市に移行後，新たな制度を創設する。</p> <p>4 各種行事は，新市に移行後，地域性を尊重しながら調整する。</p>

男女共同参画事業の取扱い（案）について

男女共同参画事業の取扱いについては、次のとおり提案する。

男女共同参画事業の取扱いについては、名瀬市の基本計画等を参考に、合併後速やかに調整し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取り組みを推進する。

平成16年6月17日提出

奄美大島地区合併協議会
会長 平田 隆義

奄美大島地区合併協議会の調整内容

協定項目	25(1)男女共同参画事業					専門部会名	企画財政専門部会
						関係項目	
調整方針	男女共同参画事業の取扱いについては、名瀬市の基本計画等を参考に、合併後速やかに調整し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取り組みを推進する。						
区分	関係市町村の現況						
	名瀬市	大和村	宇検村	瀬戸内町	住用村	笠利町	
基本計画等	NASE男女共同参画プラン21 (平成14年3月策定)	—	—	—	—	—	
庁外組織	名瀬市男女共同参画推進懇話会	—	—	—	—	—	笠利町男女共同参画推進懇話会
庁内組織	名瀬市女性に関する行政推進連絡会議	—	—	—	—	—	笠利町男女共同参画推進会議
推進事業等	1・研修 ・男女共同参画推進条例制定に向けた「議員と語る会」の開催 2・講座 ・県の委託事業「男女共同参画地域講座」開催 3・広報・啓発 ・県の男女共同参画週間にチラシ配布等街頭啓発 ・奄美TV「ほっとけトーク」に出演し啓発	1研修 ・県のアドバイザー事業により村の管理職員を対象に男女共同参画社会実現のための研修会実施 2・講座 3・広報・啓発	1研修 2・講座 3・広報・啓発	1研修 ・県のアドバイザー事業により町の管理職員を対象に男女共同参画社会実現のための研修会実施 ・企画課及び総務課主催による男女共同参画による研修会の実施 2・講座 3・広報・啓発 ・男女共同参画意識調査(アンケート)の実施	1研修 ・県のアドバイザー事業により村の管理職員を対象に男女共同参画社会実現のための研修会実施 2・講座 3・広報・啓発	1研修 ・県のアドバイザー事業により町の管理職員を対象に男女共同参画社会実現のための研修会実施 ・男女共同参画に関する職員研修会の実施 2・講座 3・広報・啓発	
条例の有無	制定作業中	無	無	無	無	無	無

(参考資料)

男女共同参画社会基本法(抜すい)

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 1項, 2項省略

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

鹿児島県男女共同参画推進条例(抜すい)

(前文)

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまでも、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(参考資料)

県内協議会における「男女共同参画事業の取扱い」事例

協議会名	調整方針
川辺地区合併協議会	男女共同参画事業については、「男女共同参画基本計画」を策定し、総合的に事業の実施を行っている川辺町の例を基に、新市全域で男女共同参画社会の形成を推進する。
指宿地区4市町合併協議会	男女が社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、男女が共に責任を担い、対等なパートナーとして、等しく人権が尊重される社会をつくりあげていくことが必要である。その指針となる男女共同参画基本計画を合併後速やかに調整し、男女共同参画社会づくりを計画的かつ総合的に推進する。
南隅地域合併協議会	男女共同参画社会の実現に向けて、県計画を勘案しながら、新町において事業推進に努める。
川薩地区合併協議会	条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取り組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、基本計画を策定する。
日置合併協議会	男女共同参画社会を推進するため、男女共同参画基本計画を合併後策定する。
薩摩東部地区合併協議会	1. 男女共同参画社会を推進するための行政組織体制については、新町において新たに設置する。 2. 男女共同参画プランについては、合併後速やかに策定し事業推進に努めるものとする。
大隅中央法定合併協議会	『男女共同参画プラン』を策定し、総合的に事業の実施を行っている鹿屋市の例を基に、新市全域で男女共同参画社会の形成を推進する。 ただし、『男女共同参画基本計画』については、新市の総合計画に基づいて新市において新たに策定する。
曾於北部合併協議会	男女共同参画社会の実現に向けて、現在策定中の末吉町の男女共同参画プランを勘案しながら、新市において新たな行動計画を策定し、事業推進に努めるものとする。

広報広聴関係事業の取扱い(案)について

広報広聴関係事業の取扱いについては、次のとおり提案する。

- 1 広報紙については月 1 回発行し、内容及び配布方法等については、合併時まで調整する。
- 2 市勢要覧については、新市において作成する。
- 3 ホ - ムペ - ジについては、新市において新たに開設する。
- 4 地区懇談会については、新市において調整する。

平成 16 年 6 月 17 日提出

奄美大島地区合併協議会
会長 平田 隆義

奄美大島地区合併協議会の調整内容

協定項目	25(3)広報広聴関係事業	専門部会名	総務部会
		関係項目	
調整方針	1 広報紙については月1回発行し、内容及び配布方法等については、合併時までに調整する。		

区分	各市町村の現況						調整の具体的内容
	名瀬市	大和村	宇検村	瀬戸内町	住用村	笠利町	
1. 広報紙の名称	1. 広報紙の名称 広報 なぜ	1. 広報紙の名称 広報 やまと	1. 広報紙の名称 広報 うけん	1. 広報紙の名称 広報 せとうち	1. 広報紙の名称 広報 すみよう	1. 広報紙の名称 広報 かさり	広報紙については月1回発行し、内容及び配布方法等については、合併時までに調整する。
2. 発行日	2. 発行日 各月1回 各月27日発行 (土・日・祭祝日に当たる場合は繰り上げ)	2. 発行日 各月1回 各月25日発行 (土・日・祭祝日に当たる場合は繰り上げ)	2. 発行日 各月1回 各月15日発行 (土・日・祭祝日に当たる場合は繰り上げ)	2. 発行日 各月1回 各月5日発行 (土・日・祭祝日に当たる場合は繰り上げ)	2. 発行日 各月1回 各月15日発行 (土・日・祭祝日に当たる場合は繰り上げ)	2. 発行日 各月1回 各月最終水曜日 予定発行	
3. 編集・印刷方法	3. 編集・印刷方法 マイクロソフトwordにてタブロイド版で編集後、MOにてデータ交換を行い業者にて印刷。 年間10ページ・・・4回、8ページ・・・8回 (白黒印刷)	3. 編集・印刷方法 レイアウトソフト (QuarkXPress4.05.にてA4版でDTP編集後、MOにてデータ交換を行い業者にて印刷。 年間10ページ・・・6回(表・裏表紙のみカラー印刷、その他2色印刷)	3. 編集・印刷方法 レイアウトソフト (QuarkXPress4.05.にてA4版でDTP編集後、MOにてデータ交換を行い業者にて印刷。 年間10ページ・・・5回(表・裏表紙のみカラー印刷、その他2色印刷) 、10ページ・・・1回 (表・裏表紙及び2Pのカラー印刷、その他2色印刷)	3. 編集・印刷方法 ワード等A4版で編集後、FD、MO (写真は別の場合あり)を業者にて印刷。 年間10ページ程度・・・8回 20ページ程度・・・4回 (議会だより含む) (写植、オフセット印刷、一色刷り)	3. 編集・印刷方法 レイアウトソフト (Adobe illustrator10, InDesign2.0.にてA4版でDTP編集後、CDにてデータ交換を行い業者にて印刷。 年間12ページ・・・7回、(表・裏表紙のみカラー印刷、その他2色印刷)	3. 編集・印刷方法 レイアウトソフト (CD-RW又はメ-ル渡し、写真は別渡しを行い業者にて印刷。 昨年実績 22ページ・・・1回、16ページ・・・1回 14ページ・・・3回 12P・・・6回 10P・・・1回 (表・裏表紙のみカラー印刷、その他2色印刷)	
4. 配布方法	4. 配布方法 (1)業者で各地区別に仕分けされたものを搬入。(契約書に明記) (2)シルバー人材センターと町内会が配布 (1戸当り11円)。	4. 配布方法 (1)業者で各地区別に仕分けされたものを搬入。(報酬等なし) (2)各地区事務連絡員へ配達。 (3)各地区事務連絡員より各世帯へ配布。(村外世帯へは直送)	4. 配布方法 (1)業者で各地区別に仕分けされたものを搬入。(報酬等なし) (2)各地区事務連絡員へ配達。 (3)各地区事務連絡員より各世帯へ配布。(村外世帯へは直送)	4. 配布方法 (1)業者で各地区別に仕分けされたものを搬入。(契約あり) (2)各地区嘱託員へ配達。(町外世帯へは直送)	4. 配布方法 (1)業者で各地区別に仕分けされたものを搬入。(契約、報酬等なし) (2)各集落の嘱託員へ配達。 (3)嘱託員より各世帯へ配布。(村外世帯へは直送)	4. 配布方法 (1)業者で各地区別に仕分けされたものを搬入。(報酬等なし) (2)各駐在員へ配達。	
5. その他	5. その他 毎月原稿締切日 10日 最終校正日 21日 19,700部発行	5. その他 毎月原稿締切日 配布月前月末日 最終校正日 配布日7日前 印刷発注日 発行14日前 1200部配布	5. その他 毎月原稿締切日 配布月前月末日 最終校正日 配布日7日前 印刷発注日 発行10日前 1600部配布	5. その他 毎月原稿締切日 10日 最終校正日 配布日二週間前 印刷発注日 配布日一週間前 6,000部配布 (町外450部) 負担金 全国広報協会 15,000円 県広報協会 4,000円 大島地区広報協会10,000円	5. その他 毎月原稿締切日 配布月末日 最終校正日 7日 印刷発注日 発行7日前 1,500部配布	5. その他 毎月原稿締切日 10日 最終校正日 配布日5日前 印刷発注日 発行3日前 3,000部集落配布、町外500部配布、50部予備 その他の配布場所(役場各課、福祉施設、奄美パーク)	

奄美大島地区合併協議会の調整内容

協定項目	25(3)広報広聴関係事業	専門部会名	総務部会
		関係項目	
調整方針	2 市勢要覧については、新市において作成する。		

区分	各市町村の現況						調整の具体的内容
	名瀬市	大和村	宇検村	瀬戸内町	住用村	笠利町	
1. 要覧作成状況	1. 要覧作成状況 原則3年に1回作成している。平成16年、13年、11年に作成。 最新版：平成16年5月3,000部発行 本分：A4版・33ページ・カラー 資料編：A4版・16ページ・白黒	1. 要覧作成状況 隔年作成している。 最新版：平成14年3月 2,000部発行 本冊(資料編含)：A4版・58ページ(内カラー30ページ)・無線綴じ、2,000部	1. 要覧作成状況 隔年作成している。 最新版：平成14年11月 600部発行 本冊(資料編含)：A4版・54ページ(内カラー21ページ)・無線綴じ、600部	1. 要覧作成状況 不定期に作成している。平成では、平成3年3月から16年3月までに7回作成。 最新版：平成16年3月 1,500部発行 本冊：A4版・47ページ・カラー・無線綴じ、1,500部 資料編：A4版・29ページ・単色・中綴じ	1. 要覧作成状況 不定期に作成している。平成では、3年3月、8年1月、12年3月の3回作成。 最新版：平成12年3月 1,500部発行 本冊：A4版・33ページ・カラー・無線綴じ、1,500部 資料編：A4版・28ページ・単色・中綴じ	1. 要覧作成状況 不定期に作成している。資料編のみ隔年ごとに更新。 本冊：A4版・33ページ・カラー・無線綴じ、1,500部 資料編：A4版・24ページ・単色・中綴じ	市勢要覧については、新市において作成する。
2. 構成	2. 構成 本文 5部構成 人材を創る ブランドを創る まちと未来を創る 奄美群島日本復帰50周年 行政・議会 資料編 地勢・位置・気象・人口・産業・財政・市の機構図・名瀬市のあゆみ・歴代三役・歴代正副議長・市民憲章・都市宣言	2. 構成 ごあいさつ 海とサンゴ 森と聖地 大地の恵み 海の恵み 福祉 教育 行政・議会 歴史・伝統・文化 資料編 位置及び地勢・気象・沿革・行政・各種委員・議会・人口・村民所得・運輸・通信・教育と文化・福祉・衛生・農業・林業・水産業・商工業・消防・選挙・財政・財産・名誉村民・主要官公署、会社団体	2. 構成 本冊 9部構成 ごあいさつ 海とサンゴ 森と聖地 大地の恵み 海の恵み 福祉 教育 行政・議会 歴史・伝統・文化 資料編 位置及び地勢・気象・沿革・行政・各種委員・議会・人口・村民所得・運輸・通信・教育と文化・福祉・衛生・農業・林業・水産業・商工業・消防・選挙・財政・財産・名誉村民・主要官公署、会社団体	2. 構成 本冊 14部構成 位置図 あいさつ 豊かな自然を伝え残す 豊かな文化を伝え残す 島と遊ぼう 漁業 教育 行政 日本復帰50周年記念事業 議会ほか 資料編 町の沿革と概要、地勢・風土、人口・産業、農業・漁業・運輸、道路・住宅・商業、環境・衛生、国保・年金、教育、事故・火災、文化・自然、行財政、歴代三役・正副議長、瀬戸内町のあゆみ	2. 構成 本冊 10部構成 あいさつ 沿革 歴史 集落 行政議会 あゆみ イラストマップ リュウキュウアユの里計画 記念式典 資料編 位置及び地勢・沿革・行政・議会・人口・村民所得・運輸・通信・教育と文化・福祉・農業・林業・水産業・商工業・消防・財政・財産・歴代村長・議長・主要官公署・会社団体・住用村字名一覧	2. 構成 ごあいさつ 自然・歴史・文化・伝統 町制施行40周年記念事業 温故知新 農業・林・商・工業 学校教育・社会教育 福祉 環境・安全 行政・議会 観光・島図鑑 名誉町民 概要 資料編 自然・気象・あゆみ・各種委員・歴代村長・助役・収入役・議会・選挙・人口・財政・町民所得・産業振興・農業・畜産・林業・商業・漁業・工業・消防・保健・衛生・福祉・教育・社会・文化・建設・絵で見るわが町	

奄美大島地区合併協議会の調整内容

協定項目	25(3)広報広聴関係事業について	専門部会名	総務部会
		関係項目	
調整方針	3 ホームページについては新市において新たに開設する。		

区分	各市町村の現況						調整の具体的内容
	名瀬市	大和村	宇検村	瀬戸内町	住用村	笠利町	
1.名称	1.名称 名瀬市役所ホームページ	1.名称 大和村ホームページ	1.名称 宇検村ホームページ	1.名称 瀬戸内町ホームページ	1.名称 住用村ホームページ(マングローブネット)(ようこそみどりの楽園へ)	1.名称 笠利町ホームページ	ホームページについては新市において新たに開設する。内容及び更新作業については、それぞれの主管課で入力可能な体制に調整する。
2.開設主体	2.開設主体 名瀬市	2.開設主体 大和村	2.開設主体 宇検村	2.開設主体 瀬戸内町	2.開設主体 住用村	2.開設主体 笠利町	
3.開設年月日	3.開設年月日 平成12年9月30日	3.開設年月日 平成14年2月	3.開設年月日 平成12年4月1日	3.開設年月日 平成8年9月2日	3.開設年月日 平成14年4月1日	3.開設年月日 平成12年4月19日	
4.運営方法	4.運営方法 メインフレームの更新 = 直営(職員) 各ページの更新 = 直営(職員)	4.運営方法 メインフレームの更新 = 委託 各ページの更新 = 職員	4.運営方法 メインフレームの更新 = 委託 各ページの更新 = 職員	4.運営方法(直営、委託等) メインフレームの更新 = 委託 各ページの更新 = 直営(職員)	4.運営方法(直営、委託等) メインフレームの更新 = 直営(職員) 各ページの更新 = 直営(職員)	4.運営方法(直営) メインフレームの更新 = 直営(職員) 各ページの更新 = 直営(職員)	
5.更新頻度	5.更新頻度 随時(平均月3回程度)	5.更新頻度 週1~2回	5.更新頻度 週1~2回	5.更新頻度 週1~2回	5.更新頻度 月6回程度	5.更新頻度 月1回	
6.掲載内容	6.掲載内容 (1)更新履歴等(更新頻度高) 更新履歴/お知らせ/行事予定/行事カレンダー (2)メインコンテンツ(更新頻度低) 私たちのまち、名瀬/行政情報/市民生活/国保・介護/健康・福祉/教育・文化/産業/観光・物産/スポーツ・レジャー/まちづくり/選挙/市議会 (3)掲示板、メール連絡先等(随時更新)	6.掲載内容 大和村の紹介 観光情報・イベント情報 暮らしの情報 キャンプ場予約 村営住宅空屋情報 各種申請書ダウンロード 掲示板 その他	6.掲載内容 宇検村の紹介 観光情報・イベント情報 暮らしの情報 各種申請書ダウンロード 掲示板 その他	6.掲載内容 瀬戸内町の紹介 (1)観光情報(マップ、モデルコース、交通・宿泊施設案内) (2)イベント情報 (3)産業情報(特産品案内) (4)統計資料(人口の推移、町の位置) (5)島言葉 くらしの情報 (1)生活に便利な情報 (2)図書館利用情報 (3)ゴミだしカレンダー (4)施設紹介(公民館施設予約) (5)掲示板 (6)広報誌 (7)申請書ダウンロード (8)介護・防災情報 (9)山村留学制度情報 (10)役場への問い合わせ	6.掲載内容 住用村の紹介 (1)村の概要(村長あいさつ・位置/人口/世帯数/交通案内・村章/村木/村花・役場組織図) (2)観光・イベント(観光MAP・観光・名所案内・特産品案内・自然探検・レジャー/瀬渡し船・イベント・写真館) (3)暮らしの情報(防災情報・各課からのお知らせ・保健・福祉情報・税金について・行事予定・離島航空割引カード・ゴミ分別収集・防災無線) (4)施設案内(宿泊施設・公共施設・黒潮の森マングローブパーク・奄美体験交流館) (5)広報誌(広報すみよう最新号・バックナンバー) (6)村の足跡(歴史/文化財・伝統芸能) (7)リンク (8)掲示板	6.掲載内容 (1)町の紹介(町のあらまし、笠利町位置図、町の広報誌、町の小中学校に行く、主な公共施設) (2)統計情報(数字からみた笠利町) (2)観光情報(泊まる、ダイビング情報、施設予約、蒲生崎絆の森、交通アクセス) (3)行政情報、防災情報 (4)暮らしの情報 (5)くらしの情報 (6)行事予定表、イベント情報 (7)各リンクコーナー	

奄美大島地区合併協議会の調整内容

協定項目	25(3)広報広聴関係事業	専門部会名	総務部会
		関係項目	
調整方針	4 地区懇談会については、新市において調整する。		

区分	各市町村の現況						調整の具体的内容
	名瀬市	大和村	宇検村	瀬戸内町	住用村	笠利町	
1,実施方法	まちづくり懇談会 1.実施方法 町内会、自治会が組織されている地区で行う。あらかじめ地区内の問題点、市政への提言などを文書で提出してもらい、懇談会において、市長、三役、関係部課長が回答する。	1,実施方法 不定期ではあるが、村内11集落の委員及び団体長と村長以下村当局(課長等)との意見交換会を実施。 建設事業の要望等に片寄らず、関係課への質問や村への提言など発展的な意見交換会、懇談会とする。	1,実施方法 不定期ではあるが、村内14集落の住民と村長以下村当局(課長等)との意見交換会を実施。 建設事業の要望等に片寄らず、関係課への質問や村への提言など発展的な意見交換会、懇談会とする。	町政を語る会 1.実施方法 各集落単位で行う。あらかじめ地区内の問題点、町政への提言などを文書で提出してもらい、懇談会において、町長、三役、関係課長が回答する。	1,実施方法 不定期ではあるが、村内14集落の住民と村長以下村当局(課長等)との意見交換会を実施。 建設事業の要望等に片寄らず、関係課への質問や村への提言など発展的な意見交換会、懇談会とする。	町政を語る会 1.実施方法 各集落単位で行う。あらかじめ地区内の問題点、町政への提言などを文書で提出してもらい、懇談会において、町長、三役、関係課長が回答する。	地区懇談会については、新市において調整する。
2,近年の実績	2.近年の実績 (1)平成15年度 なし (2)平成14年度 なし (3)平成13年度 15地区	2,近年の実績 西部地区:平成11年11月7日(日) 老人福祉センター 参加者 49名 東部地区:平成11年11月14日(日) 大和村中央公民館 参加者 20名	2,近年の実績 なし	2.近年の実績 (1)平成15年度 なし (2)平成14年度 36地区	2,近年の実績 なし	2.近年の実績 (1)平成11年度 1地区	

(参考資料)

県内協議会における「広報広聴関係事業の取扱い」事例

No.1

協議会名	調整方針
川薩地区法定 合併協議会	1 広報広聴 (1) ご意見箱については本庁と各支所に設置することとし、合併時に川内市の例により調整する。 (2) 市政モニター制度については、合併時に新たな制度として制定する。 2 市政対話集会については、新市に移行後速やかに調整する。 3 広報(広報紙発行)については、合併時に新たな制度等を制定する。 (新たな広報紙として月2回発行する。)
指宿地区4市町 合併協議会	1 広報紙については、月1回発行する。また、市外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新市において調整する。 2 広聴関係については、新市において調整する。
薩摩東部地区 合併協議会	1 広報紙については、月1回発行する。 なお、広報モニターについては、合併後新町において調整する。 2 町勢要覧については、合併後新町において発行する。 3 ホームページについては、新町において開設する。 4 町政懇談会(座談会)については、合併後新町において調整する。
曾於南部 合併協議会	1 広報誌については、毎月月初め発行とする。なお、配布方法等は合併時までに調整する。 2 市勢要覧については、新市において新たに作成する。 3 ホームページについては、合併時に統合する。 4 現在利用している情報通信手段については、当面現行どおりとする。なお、経済面、効率面等を考慮し、防災情報を含め新市にあった情報通信基盤の整備を検討するものとする。 5 広聴関係については、新市において調整する。
大隅中央法定合 併協議会	広報広聴事業については、各項目について以下のとおりとする。 広報紙の作成、発行、配布については、合併時に再編する。 その他の広報については、合併時に鹿屋市の例により統合する。 広聴事業については、合併時に再編する。 地区懇談会については、合併後に再編する。
南隅地域 合併協議会	広報広聴関係事業については、次のとおりとする。 1 広報紙については、毎月1回発行する。 2 その他広報事業については、新町において調整する。 3 広聴関係については、新町において調整する。

資料1

奄美大島地区合併協議会 小委員会名簿

小委員会名	市町村名	職名	氏名	
○新市名称候補検討小委員会 (合計12名) (議員1名, 識見者1名)	名瀬市	名瀬市議会議員	向井 俊夫	
		名瀬市地域女性団体連絡協議会代表	春岡 仗子	
	大和村	大和村議会議長	宮田 到	
		JA大和支所長	村上 恵子	
	宇検村	宇検村議会議長	松山 一	
		宇検村女性代表	登山 佳子	
	瀬戸内町	瀬戸内町議会議員	昇 清隆	
		瀬戸内町教育委員	田原 和子	
	住用村	住用村議会議長	田部 義和	
		住用村地域女性団体連絡協議会会長	山田 千代子	
	笠利町	笠利町議会議員	泉 伸之	
		笠利町地域女性団体連絡協議会会長	南 俊子	
	○新市事務所位置補検討小委員会 (合計18名) (議員1名, 識見者2名)	名瀬市	名瀬市議会議員	向井 俊夫
			奄美大島商工会議所副会頭	浜崎 幸生
奄美大島法人会青年部会長			有村 忠洋	
大和村		大和村議会議員	今井 秀樹	
		大和村住民代表	林 紘紀	
		大和村事務嘱託員	森 忠夫	
宇検村		宇検村議会議員	大友 良治	
		宇検村区長代表	元 幾也	
		宇検村商工会会長	杉浦 治俊	
瀬戸内町		瀬戸内町議会議長	林 誠四郎	
		土地家屋調査士	町田 重孝	
		瀬戸内町社会福祉協議会事務局長	榮 益宏	
住用村		住用村議会議員	榮 吉岡	
		住用村嘱託員会会長	林 善暉	
		住用村民生委員	久保 忠義	
笠利町		笠利町議会議長	林 豊徳	
		笠利町人権擁護委員	南 武秋	
		笠利町駐在員	池田 睦治	
○新市議会議員定数任期検討小委員会 (合計12名) (議員1名, 識見者1名)		名瀬市	名瀬市議会議長	平 敬司
			名瀬市自治会連合会会長	永井 常森
		大和村	大和村議会議長	宮田 到
			大和村漁業共同組合監事	勝山 浩仁
		宇検村	宇検村議会議長	松山 一
			宇検村住民代表	吉岡 常次
	瀬戸内町	瀬戸内町議会議員	昇 清隆	
		瀬戸内町漁業共同組合参事	濱田 益弘	
	住用村	住用村議会議長	田部 義和	
		住用村商工会会長	河野 裕信	
	笠利町	笠利町議会議員	泉 伸之	
		里スーパー社長	里 和郎	

資料 2

まちづくり懇話会委員名簿

部会名	市町村名	氏名	備考	
福祉部会	名瀬市	カノウ ハツキ 加納 八輝	市町村職員配置	
	大和村	イワサキ リカヨ 岩崎 利香子		
	宇検村	ナカダ マサカツ 中田 正克		宇検村 1名
	瀬戸内町	ノリ ヨシ 程 哲代		笠利町 1名
	住用村	カワノ キョウコ 河野 京子		
	笠利町	ヨシダ シゲコ 吉田 茂子		
産業部会	名瀬市	ニシヒラ イサオ 西平 功	市町村職員配置	
	大和村	オサメ ノリヨシ 納 教芳		
	宇検村	ワタリ ヨシミチ 渡 慶道		名瀬市 1名
	瀬戸内町	イズミ オカオ 泉 岡夫		大和村 1名
	住用村	ヤマダ ミチオ 山田 通央		
	笠利町	オク トクジ 奥 篤次		
建設部会	名瀬市	ヤスダ ヨシヒロ 安田 愛宏	市町村職員配置	
	大和村	タイラ タカヨシ 平 隆好		
	宇検村	キジマ タカユキ 喜島 孝行		瀬戸内町 1名
	瀬戸内町	イトウ カズヒロ 伊東 一宏		住用村 1名
	住用村	オノ コウイチ 小野 浩一		
	笠利町	マツザキ フミヨシ 松崎 文好		
教育部会	名瀬市	クスダ テツヒサ 楠田 哲久	市町村職員配置	
	大和村	オオサキ タダミチ 大崎 忠通		
	宇検村	オクミヤ タツコ 屋宮 達子		名瀬市 1名
	瀬戸内町	ワタリ ヨシカズ 渡 良一		瀬戸内町 1名
	住用村	カワバタ マツ子 川畑 マツ子		
	笠利町	テラシ コウキ 照 幸喜		

まちづくり懇話会スケジュール(案)

	6月			7月			8月			9月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
福祉部会	委員選任	第1回開催	第2回開催	第3回開催	第4回開催	第5回開催	提言集作成	第6回開催	素 案 策 定			
産業部会	委員選任	第1回開催	第2回開催	第3回開催	第4回開催	第5回開催	提言集作成	第6回開催				
建設部会	委員選任	第1回開催	第2回開催	第3回開催	第4回開催	第5回開催	提言集作成	第6回開催				
教育部会	委員選任	第1回開催	第2回開催	第3回開催	第4回開催	第5回開催	提言集作成	第6回開催				

別 添

奄美大島地区合併協議会 第1回新市名称候補検討小委員会審議結果報告書

開催日時 平成16年6月15日(火) 15:00 ~ 16:15
開催場所 名瀬市役所4F 大会議室
出席委員 泉 伸之, 田部義和, 向井俊夫, 春岡仗子
宮田 到, 松山 一, 登山佳子, 昇 清隆
田原和子, 山田千代子, 南 俊子 計11名

1 委員長及び副委員長の選出について

新市名称候補選定小委員会設置規程第4条第2項の規定により、委員互選の結果、以下のとおり決定した。

- ・委員長 泉 伸之 (笠利町・議会)
- ・副委員長 田辺義和 (住用村・議会)

2 運営申し合わせ事項について

1 会議の開催

会議の開催日、時間及び場所は、委員の協議により決定するものとする。

2 会議の運営・進行

- (1) 小委員会の会議は、委員の2/3以上の出席をもって成立する。
- (2) 小委員会の議事は、奄美大島地区合併協議会会議運営規程第5条の規定に準じ、全会一致を原則とすることとする。ただし、十分な議論を尽くしたうえで意見が分かれた場合には、委員長の判断により会議を運営することとする。
- (3) 協議内容により必要がある場合は、会議に関係者などの出席を求めることができる。

3 委員の代理出席

委員の代理出席は認めない。

4 会議の公開等

小委員会は、協議会から諮問された調査・審議機関との位置づけがなされており審議内容等については、原則公開としている協議会にその都度、報告するとしていることから、非公開とする。

5 会議録等

委員長は、小委員会での審議経過及び結果等について、その要約を会議録として記録する。

6 その他

この申し合わせ事項に定めのないものについては、奄美大島地区合併協議会規約以下の各規定による他、小委員会委員の協議により、別途定める。

とすることに決定。

3 選定基準について

- (1) 名称は、漢字、ひらがな、カタカナで表記されたものに限ることとし、これ以外のものは採用しないものとする。
- (2) 全国にある既存の市名と同様のもの(表記・読み)は採用しないものとする。
- (3) 新市の名称は、次のいずれかの項目に該当する名称とする。

1市2町3村が地理的にイメージできる名称

1市2町3村の特長を表す名称

1市2町3村の歴史・文化等にちなんだ名称

住民が親しみやすい名称

対外的に覚えやすい名称

その他、新市の名称としてふさわしい名称

- (4) 既存の1市2町3村の市町村名(ひらがな表記を含む)の取扱いについて
とすることに決定。

4 選定方法について

応募名称の中から新市名称候補数点を新市名称候補検討小委員会において、協議または投票等の方法により選定し、選定理由等を付けて協議会に報告する。

協議会では、小委員会で選定された名称候補数点について、協議を行い最終的に新市名称として1点を決定する。

- (1) 選定(広く一般に名称募集を行う。)について

上記の「選定基準」により、新市の名称としてふさわしいと考えられる名称数点を次の方法により選定する。

事務局は、応募の集計を行い、集計表を作成する。

事務局は、応募集計表を小委員会に提出する。

小委員会は、応募集計表を中心に、新市の名称にふさわしいと考えるもの数点を選び、協議会へ報告する。

- (2) 協議会は、小委員会から報告のあった数点の内容を検討し、新市名称としてふさわしい名称を一点決定する。

- (3) 選定に当たっての留意事項

応募・調査結果の数量(件数)については、選定の際の参考とし、必ずしも数量にこだわるものではないものとする。

とすることに決定。

5 募集要項について

1 公募の目的

奄美大島地区合併協議会を構成する1市2町3村(名瀬市、大和村、宇検村、瀬戸内町、住用村、笠利町「以下『1市2町3村』という。」)の市町村合併に対し関心を深めてもらうとともに、名称の募集を通して新市への愛着を喚起し、合併後の住民の一体感を図ることを目的とする。

2 公募内容

(1) 1市2町3村の特長を表現し、合併後の新市の名称としてふさわしいものとする。

(2) 新市の名称には、漢字・ひらがな・カタカナいずれも使用できる。漢字を使用する場合は必ず「ふりがな」をつける。

(3) 応募作品の選定については、同一作品の応募数に関係なく、選定する際の参考資料とする。

3 応募資格

(1) 新市の名称について真摯に検討できる方であれば、だれでも応募できるものとする。

(2) 応募方法

応募方法は、新市名称応募はがき、官製はがき、FAX、電子メール及び奄美大島地区合併協議会ホームページ「名称募集」のページのいずれかとし、一人何点でも応募できるものとする。ただし、同一人の同一名称の応募は1点限りとする。

なお、応募に当たっては、次の必要事項を記載すること。

新市の名称(漢字の場合は、ふりがなを付けること。)

新市の名称を考えた理由

応募者の氏名(ふりがな)

郵便番号、住所

年齢

電話番号

上記 ~ の事項は、必ず記載して応募すること。

電話での受付は行わないものとする。

4 応募先

奄美大島地区合併協議会事務局

〒894-8501

名瀬市永田町17-3(大島支庁別館2階)

電話 0997-57-7481・7480 F A X 0997-57-7482

E-mail : amami-gappei@orion.ocn.ne.jp

URL http://www.amami-gappei.jp/

各市町村に設置してある投函箱

5 応募期間

平成16年7月1日(木)～平成16年7月31日(土)までとする。

ただし、郵送による応募の場合は、締め切り当日の消印のあるものまでを有効とする。

6 応募に関する注意事項

(1)新市の名称は、漢字、ひらがな、カタカナで表記されたものに限ることとし、これ以外のものは採用しないものとする。

(2)既存の1市2町3村の市町村名(ひらがな表記を含む)をそのまま新市の名称として採用しないものとする。

ただし、既存の1市2町3村それぞれの市町村名の一部(一文字)を使用することはこの限りでない。

(3)全国にある既存の市名と同様のもの(表記・読み)は採用しないものとする。

(4)新市の名称は、次のいずれかの項目に該当する名称とする。

1市2町3村が地理的にイメージできる名称

1市2町3村の特長を表す名称

1市2町3村の歴史・文化等にちなんだ名称

住民が親しみやすい名称

対外的に覚えやすい名称

その他、新市の名称としてふさわしい名称

7 新市名称の選定方法

奄美大島地区合併協議会「新市名称候補検討小委員会」で新市名称の候補を数点選定し、奄美大島地区合併協議会において決定する。

8 名称決定に係る表彰

(1)名付け親大賞：新市の名称に採用された応募者の中から抽選で1名

(副賞として、100,000円相当の商品券)

(2)名付け親賞：名付け親大賞の抽選に漏れた応募者の中から抽選で10名

(副賞として、10,000円相当の商品券)

(3)特別賞：第1次選定の名称候補に選ばれた応募者の中から抽選で10名、ただし、採用された名称に応募された方を除く。

(副賞として、5,000円相当の記念品)

(4)応募賞：全ての応募者のうち、上記の賞から漏れた方の中から抽選で20名

(副賞として、3,000円相当の記念品)

9 名称選定結果の発表

新市名称の発表は、決定次第「奄美大島地区合併協議会だより」及び「奄美大島地区合併協議会ホームページ」等で発表する。

とすることに決定。

6 第2回新市名称候補検討小委員会の開催日程について

次回の第2回小委員会は、8月13日(金)14:00～に開催予定。

以上、報告いたします。

平成16年6月17日(木)

奄美大島地区合併協議会

新市名称候補検討小委員会委員長 泉 伸之